

鎌倉市役所自動扉点検仕様書

保守作業の作業内容については、本自動扉保守仕様書によるものとする。

1. 保守契約における保守とは機械各部の点検調整を行い、良好な開閉状態を維持させる為のものである。
2. 契約期間内の定期点検は年3回（4ヶ月に1回）とする。
3. 保守対象機械の範囲は次の通り。
 - (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置 (5) 電気配線で乙の施工範囲
4. 故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。
5. 定期点検及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。
6. 次の部品は消耗部品として無償扱いとする。
 - (1) マイクロスイッチ (2) 戸車 (3) V ベルト (4) カーボンブラシ (5) 防振ゴム (6) 各種リレー
7. 次の場合は有償となる。
 - (1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。
 - (2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。
 - (3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。
 - (4) 乙以外が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
8. 保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。
9. 甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ・検知エリア・ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
10. 定期点検の内容
 - (1) 駆動装置
 - ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・駆動、V ベルト 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
 - ・クラッチ 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
 - (2) 制御装置
 - ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）
 - (3) 起動、補助光電スイッチ
 - ・本体 目視確認（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認
 - (4) 扉、懸架装置
 - ・吊りレール 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
 - ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の磨耗、戸車フランジの磨耗のチェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

【設備概要】

施設名	メーカー	開閉式	台数
鎌倉市役所	寺岡オートドアシステム	両引き式	4